

放課後児童クラブの「従うべき基準」の維持を求める決議 (案)

放課後児童クラブの「従うべき基準」に関する「平成29年の地方からの提案等に関する基本方針」(平成29年12月26日閣議決定)への対応について、下記の事項を政府に対して要望する。

政府においては、これを真摯に受け止め、当該事案について、適切な対応をお取り頂くよう強く求める。

記

- 1 放課後児童クラブにおける「従うべき基準」とされている資格及び人数要件は、いずれも、児童の安全確保、放課後児童クラブにおける育成支援の内容の質の向上という観点から必要なものであることを踏まえた上で、地方分権提案への対応について検討をされたいこと。
- 2 1の検討にあたっては、自治体のみならず、放課後児童クラブの運営者や利用者の声も聴取すること。
- 3 地域により放課後児童クラブの継続が困難となる事例の検証を行い、いかなる場所でも放課後児童クラブが安定的に継続して運営されるよう、制度面、財政面から適切な措置を講ずること。
- 4 1から3に掲げた事項のほか、「従うべき基準」が策定された経緯や放課後児童クラブの多様性にも留意し、「従うべき基準」の安易な見直しを行わないこと。

平成30年6月19日

自由民主党学童保育(放課後児童クラブ)推進議員の会
代表 吉川 貴盛 他一同